平成２３年（フ）第１３９３号
名古屋市西区名西２丁目９番22号
債務者　有限会社メイセイ
代表者代表取締役　井上　牧夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡1504番地１―603
債務者　有限会社ヤシロ
代表者代表取締役　屋代　隆令
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　将人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２３号
京都市山科区東野八反畑町58番地150
債務者　廣瀬建設株式会社
代表者代表取締役　廣瀬　　稔
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　四方　　奨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
茨城県鉾田市上太田353番地の１
債務者　株式会社ポート・トランシット
代表者代表取締役　関　　保夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後１時30分
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２１５号
京都市山科区大宅沢町76番地
債務者　株式会社岩田
代表者代表取締役　中山　　章
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４９号
神奈川県藤沢市下土棚1977番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市石川６丁目26番地の23
債務者　有限会社下野工務店
代表者代表取締役　下野　清人
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後１時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４号
富山市萩原248番地の１
債務者　株式会社上久
代表者代表取締役　蛯谷　正純
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　明生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時45分
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５７号
横浜市神奈川区六角橋３丁目19番５号
債務者　有限会社ほっと
代表者代表取締役　牧野　吉行
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　武司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０７号
金沢市黒田２丁目101番地１
債務者　有限会社加越電弘社
代表者代表取締役　竹内　重厚
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前11時30分
金沢地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０９号
滋賀県彦根市野瀬町138番地17
債務者　近藤　真紀
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　重樹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１４号
東京都千代田区一番町１―４―36　202号、住民票上の住所滋賀県彦根市野瀬町138番地17
債務者　近藤　保徳
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　重樹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１９６号
京都市下京区中堂寺北町40番地１
債務者　山縣　謙二
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　悠子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目21番23号
債務者　山川　康子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５号
愛媛県今治市通町２丁目１番地３　通町ハイデンス203号、前住所今治市南宝来町３丁目６、前々住所今治市東門町５丁目３番１号
債務者　達川　咲子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八島　　淳
4　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２９号
福岡県八女市吉田1384番地
債務者　熊谷　博文
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　武志
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１７３号
青森市大字幸畑字松元37番地94
債務者　赤石　泰子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　良
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係